平成２６年（フ）第３２６号
横浜市磯子区中原２丁目１番７―203号
債務者　渡口　　伸
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
岡山市北区奥田１丁目１番６号第３国際コーポ705、旧住所岡山市北区奥田南町６番11号
債務者　伊藤　誠三
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７号
岡山市北区大安寺南町１丁目６番39号202
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０号
岡山県赤磐市馬屋242番地１
債務者　本郷　信一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９５０号
兵庫県姫路市夢前町山富13番地の２
債務者　株式会社姫路書写ゴルフ場
代表者代表取締役　渡邊　公仁
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２号
青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢50番地６
破産者　赤坂　良悦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１５号
青森県八戸市長苗代２丁目20―13アクセスコートＡ102、破産手続開始決定時の住所青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字田茂平43番地７
破産者　丸谷喜美枝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５１号
青森県三沢市緑町２丁目４番地４号　グリーンパークＡ202
破産者　寺沢久美子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５２号
青森県十和田市大字三本木字並木西101番地１　福田荘Ｃ号
破産者　久保　　勝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第５７号
青森県十和田市大字奥瀬字下川目２番地26　奥瀬団地３号
破産者　柴田　俊彦
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８３号
東京都新宿区市谷本村町２―29　メゾン・ド・ヴィレ市ヶ谷705、住民票上の住所青森県十和田市一本木沢１丁目６番40号
破産者　山口　明広
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８４号
青森県十和田市大字三本木字下平259番地14
破産者　川村　和広
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９４号
青森県十和田市東十四番町21番32号　メゾン朱鷺Ｄ号
破産者　工藤　　勉
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３３号
岩手県奥州市江刺区栄町６番38号　マンションえさし101号室、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市江刺区栄町６番38号　マンションえさし201号
破産者　佐々木　勤
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３５号
仙台市泉区館５丁目６番地の３、従前の住所宮城県栗原市金成沢辺荒坊146番地２
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
宮城県大崎市三本木字町浦29番地　ハイツクレパスⅡ―101号
破産者　笹原　英雄
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係